精華町告示第１９号

精華町コミュニティーホールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成１８年４月１７日

精華町長　木村　要

１．指定管理者が管理を行う施設
（１）名称　　精華町コミュニティーホール
（２）所在地　　京都府相楽郡精華町光台七丁目１１番地

２．指定管理者を指定して管理を行わせる期間
平成１８年９月１日から平成２３年３月３１日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

３．応募資格
次に掲げる要件の全てを満たすこと。
（１）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（個人での申請はできない。）
（２）法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
①　法律行為を行う能力を有しない者
②　破産者で復権を得ない者
③　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、一般競争入札の指名停止措置を受けている者
④　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者
⑤　会社更生法の規定による更正手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てが行われた者
⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は武力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者
⑦　住民税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
⑧　本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

４．指定管理者が行う業務の範囲及びその内容
（１）貸館事業に係る業務（利用許可等）に関すること
（２）コミュニティーホールの維持管理に関すること
（３）利用者の安全管理に関すること
（４）書類の管理・保存
（５）報告・指示等
（６）その他町長が特に必要と認める事項

５．利用料金制の採用
精華町コミュニティーホールにおいて指定管理者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第８項の規定に基づき、利用料金を収入として収受す

るものとする。

６．指定の手続

（１）申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、申請受付期間内に次に掲げる書類を８.に掲げる場所まで持参し、提出すること。

① 精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１７年規則第２８号）第３条の規定に基づく指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）

② 事業計画書及び収支計画書

③ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

④ 法人等の事業及び活動内容に関する書類

⑤ 法人等の経営状況を説明する書類（申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支決算書）

⑥ 法人については当該法人の登記簿謄本、法人でない団体については役員名簿

⑦ 法人については法人税納税証明書及び消費税納税証明書、法人でない団体については代表者の納税証明書

⑧ その他町長が必要と認める書類

（２）申請受付期間

平成１８年４月１７（月）から平成１８年５月１６（火）までの午前９時から正午及び午後１時から４時３０分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（３）指定管理者の指定

町長は、選定委員会の審査の結果を受け、指定管理者の候補者を選定し、精華町議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

（４）募集要項

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照のこと。募集要項は、８.に掲げる場所で配布する。

７．協定の締結

町と指定管理者は、精華町コミュニティーホールの運営に関して、精華町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年条例第２６号）第７条の規定に基づき、必要な事項について協定を締結する。

８．申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

〒６１９－０２８５　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻７０番地

精華町役場庁舎５階　総務部企画調整課企画係

電話：０７７４－９５－１９００　　ファクス：０７７４－９５－３９７１